町田市情報公開・個人情報保護審査会 2022年度第5号事件 (審査請求人 ○○ ○○)

2024年7月4日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 野 村 武 司

2023年1月19日付け22町市協第395号(2022年度第5号事件) でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

### 第1 審査会の結論

審査請求人〇〇〇〇(以下「審査請求人」という。)が2022年4月25日に処分庁町田市長(以下「処分庁」という。)に対して行った公文書公開請求に対して、処分庁が2022年5月9日付け22町市協第55号で行った公文書部分公開決定処分は、妥当である。

#### 第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2022年5月9日付け22町市協第55号をもって行った公文書部分公開決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

### 第3 本件事案の経緯

1 審査請求人は、町田市情報公開条例(平成元年3月31日条例第4号。町田市情報公開条例の一部を改正する条例(令和4年12月28日条例第45号)による改正前のもの。以下「旧条例」という。)第6条の規定により、2022年4月25日に「公文書公開請求書」で、処分庁に対し、「認可地縁団体○○○○自治会の規約変更認可申請書(過去分含めてすべて)

(町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック第2版P46~48、 別添書類を含む)」を対象とする公文書公開請求を行った。

- 2 処分庁は、2022年5月9日付け22町市協第55号「公文書部分公開決定通知書」により、旧条例第5条第1項第1号に該当するとして、審査請求人に対して、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、審査庁町田市長(以下「審査庁」という。)に対して、 本件処分を不服として2022年7月28日付け「審査請求書」により本 件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2022年8月31日付け22町市協第287号「弁明書」 により弁明した。
- 5 審査請求人は、2022年9月29日に「反論書」により反論した。 なお、審議開始後も、2023年6月15日、2023年9月27日、 2023年12月8日、2024年1月25日、2024年2月29日、 及び2024年3月7日に審査請求人から「反論書」が追加提出されている。
- 6 審査庁は、旧条例第10条第2項の規定に基づき、2023年1月19 日付け22町市協第395号「公文書部分公開決定処分に係る審査請求に ついて(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
  - 2023年12月25日 審議
  - 2024年1月30日 事情聴取
  - 2024年3月7日 口頭意見陳述
  - 2024年3月19日 審議
  - 2024年4月19日 審議
  - 2024年5月21日 審議
  - 2024年6月14日 審議

#### 第4 審査請求人と処分庁の主張

- 1 審査請求人は、審査請求書において主に次の主張をした。
- (1)請求文書のうち欠落している文書を公開し、監査し、もって処分の不 法行為の認定と不法行為に至るまでの違法行為の認定と市の一連の不法 行為の原因究明と全容の解明並びに適切な措置の裁決を求める。

- (2) 欠落の理由「市が提出を求めなかったため」を示さないことで、請求 文書のうち欠落した文書が、あたかも存在しているかのように錯誤させて、 秘匿しようとした不法行為がある。
- 2 処分庁は、弁明書において、主に次の主張をした。
- (1)2013年5月29日受付分の規約変更認可申請は、2012年に自治会の属する区域で実施された住所整理に伴い、区域及び事務所の住居表示を変更するためのものである。認可地縁団体「○○○自治会」からは「規約変更認可申請書」と「平成25年度○○○自治会総会議事録」が提出され、①規約変更の内容及び②規約変更の理由については、ハンドブックに示した様式では提出されなかった。

審査にあたり、変更前の自治会規約と「平成25年度○○○自治会総会議事録」を照らし合わせることで、規約変更の内容と規約変更の理由を確認することができたため、「平成25年度○○○自治会総会議事録」のみで、①規約変更の内容、②規約変更の理由及び③規約変更を総会で議決したことの3つの要件を満たすと判断して書類を受理し、認可を行った。

「規約変更認可申請書」には、代表者欄に自治会会長の住所が記載され、会長が署名し、その印影が押印されている。「平成25年度〇〇〇〇自治会総会議事録」には、総会で発言した自治会会員の氏名や自治会役員の氏名が記載されており、議事録が真正であることを承認するために議長及び議事録署名人欄に会員が署名し、その印影が押印されている。これらは個人情報であり、旧条例第5条第1項第1号に基づき、第三者情報にあたるため、非公開とした。

(2) 2016年4月17日受付分の規約変更認可申請は、自治会から「規約変更認可申請書」、「規約変更の内容および理由」及び「平成28年度〇〇〇〇自治会総会議事録」が提出された。提出された書類から、①規約変更の内容、②規約変更の理由及び③規約変更を総会で議決したことの3つの要件を確認できたため、これを受理し認可を行った。

「規約変更認可申請書」には、代表者欄に自治会会長の住所が記載され、会長が署名し、その印影が押印されている。「平成28年度〇〇〇〇自治会総会議事録」には、総会で発言した自治会会員の氏名や自治会役員の氏名が記載されており、議事録が真正であることを承認するために議長及び議事録署名人欄に会員が署名し、その印影が押印されている。これらは個

人情報であり、旧条例第5条第1項第1号に基づき、第三者情報にあたる ため、非公開とした。

- (3)審査請求人は対象文書に「欠落している文書」があると主張するが、 処分庁が公開した文書以外は存在しない。
- 3 審査請求人は、反論書において主に次の主張をした。
- (1) 2013年当時、住所整理の対象地区には、認可地縁団体は3団体存在したが、「住所整理にともなう規約変更認可申請」を行ったのは、○○○自治会だけである。
- (2)「住所整理にともなう規約変更認可申請」が町田市の定型用紙を使用せずに、独自の規約変更認可申請書で行われている。
- (3)他の団体が行わず、行う必要もなかった申請を敢えて○○○○自治会が行っているからこそ、本来、必要書類とされる「規約変更の内容を記載した書類」が無い状態であることはあり得ない。
- (4) 規約変更認可申請の際は、添付書類に「規約変更の内容を記載した書類」が必要であることから、処分庁が事前に不要とし、提出を求めない限り、当該書類は存在するはずである。
- (5)他の認可地縁団体に住所表示変更に伴う規約変更を求めず、〇〇〇〇 自治会だけに求めたこと及び「規約変更の内容を記載した書類」を不要と し、提出を求めなかったのであれば、「規約変更の内容」を公開させない 意図があるはずである。
- (6) 処分庁と自治会は、「住所整理にともなう規約変更認可申請」に、「資産に関する事項「土地所有権」の保有」の規約変更を忍ばせることで、地方自治法260条の3第2項の市長の認可を得る画策をした。公開しない「規約変更の内容を記載した書類」には、所有権移転登記した土地の住居表示(不動産の表示)の変更が記載されているはずである。
- (7) 弁明(22町市協第287号)の、規約変更の内容を見比べることで、「規約変更の内容を記載した書類」に代えることができるとする見解は荒唐無稽である。
- (8) 弁明(22町市協第287号)の中で規約変更の内容を「区域及び事務所の住居表示」としているが、当該内容の記載が提出された申請書類にはない。
- (9)規約変更認可申請時の議事録、変更前の自治会規約及び変更後の自治

会規約に、「住居表示(○○○○一○○)」の記載はなく、規約変更認可申 請の対象書類にも「住居表示(○○○○一○○)」が記載されていない。

(10)「規約変更の内容を記載した書類」が不存在ならば、処分庁が、事前に当該書類を不要とし、提出を求めないことを○○○自治会に通牒した証拠であり、背信的悪意が存在している証拠である。

# 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求について

本件審査請求は、審査請求人の行った2022年4月25日付の「認可地縁団体〇〇〇〇自治会の規約変更申請書(過去分含めてすべて)(町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック第2版P46~48、別添書類を含む)」に関する公文書公開請求に対し、実施機関が同年5月9日付で行った公文書部分公開決定において特定した公文書に不足があるとして行われたものである。審査請求人は、当該決定で特定された公文書以外の文書が存在するとして本件審査請求を行った。

#### 2 本件請求対象情報について

本件請求は、認可地縁団体である〇〇〇〇自治会が規約変更を行った際に提出した「規約変更認可申請書」とその別添書類について、現に実施機関が保有しているもののすべての公開を求めているものである。認可地縁団体の規約変更は、市町村の認可を得なければその効力を生じない(地方自治法260条の3第2項)。そのため、実施機関が作成した「町内会・自治会のための認可地縁団体ハンドブック」(以下「ハンドブック」という。)では、規約に変更があった場合には、規約変更認可申請書(以下「申請書」という。)の提出を求めている。

また、申請書とともに、規約変更の内容及び理由を記載した書類、規約変更を総会で議決したことを証する書類として総会資料、議長及び議事録署名人の署名・押印がある総会議事録の写しも求めており、様式として「規約変更の内容及び理由」も用意されている。

実施機関は、本件請求に対して2013年5月29日受付分、2016年4月17日受付分の文書を特定し、自治会会員の氏名・住所・印影を非公開とする部分公開決定を行った。特定された公文書は、2013年5月29日

受付分が申請書と総会議事録であり、2016年4月17日受付分が申請書、規約の変更の内容及び理由、規約及び総会議事録であった。2013年5月29日受付分の申請書に「別添書類を添えて申請します。」として、「別添書類」と示されている「規約の変更の内容及び理由を記載した書類」(以下「本件文書」という。)が特定されていないことが認められ、この文書の存否が本審査請求の争点である。

# 3 本件請求対象文書の特定の妥当性について

実施機関は、本件文書が特定されていないことについて、2013年5月29日受付分の本件規約変更認可申請を担当した職員から聞き取りを行っており、規約変更認可申請の審査に当たり、変更前自治会規約と総会議事録を照らし合わせることで、規約変更内容とその理由の確認ができたため、本件文書の提出を求めず受理し、規約変更認可をしたとしている。当審査会として実施機関から聴取したところによると、2013年度は本件を含めて規約変更申請が7件あったが、添付書類は必ずしもハンドブックの求めるものが整えられておらず、規約変更内容及び理由が申請書類受付段階で確認できれば、書類の追加提出等を求める対応を行っていなかったとのことである。

審査請求人は、申請書には「別添書類を添えて申請します。」とあり、別添書類として「規約の変更の内容及び理由を記した書類」が掲げられている以上は、本件文書が存在すると主張する。また、〇〇〇〇自治会による事務所の土地所有権の保有が2013年の規約変更によって行われ、実施機関が規約変更を認可したことで所有権を認可していること、実施機関が弁明書で総会議事録に記載のない「区域及び事務所の住居表示」としているが、申請書類のいずれにも記載がなく確認できないことから、本件文書を保有していると主張している。

住居表示は、住居表示に関する法律により、市街地化、区画の変更などにより慣習的に行われてきた町名、地番による住所の表示であると、同一住所に複数の建物が存在するなど、住所の特定に不便をきたすため、個々の建物に住居番号を付けて表示するため実施されるものである。認可地縁団体は、規約に区域及び主たる事務所の所在地を定める(地方自治法第260条の2第3項第3号及び第4号)ものとされ、住居表示による地番の変更等があった場合は区域及び主たる事務所の所在地に係る規約の変更を行わなければ

ならない。そのため、認可地縁団体の区域において住居表示が行われた場合は、規約の改正を要することとなる。本件申請書類では、総会議事録で住居表示による会則の変更と変更した内容が示されており、それにより区域及び主たる事務所の所在地の変更が行われたと解することもでき、実施機関の説明に特段不自然な点はない。

当該申請書には、別添書類として「規約の変更の内容及び理由を記載した書類」の記載がある内容で提出されていることから、本件文書が存在するという審査請求人の主張は首肯できるところである。しかし、総会議事録の内容から住居表示の変更による会則改定が行われたことは明らかで、実施機関が申請書受付に際して、変更内容及び理由が確認できていたと言わざるを得ない。したがって、本件文書が存在しないことの適否は別にして、実施機関が本件文書について取得せず現に存在しないため、公文書部分公開決定に際して特定しなかったことは妥当である。

なお、地方自治法は、認可地縁団体の規約変更について市町村の認可を経なければ効力が生じないと規定している。たとえ住居表示による住所の変更という外部要因に伴う規約の変更であったとしても、実施機関として認可を行う以上は必要書類が適切に整えられるべきことは言うまでもない。そのため、実体として変更内容が確認できるとしても、適正手続という観点からは申請書に添付を求める書面は不足なく提出されていることが、認可に際して必要であることには留意すべきである。当審査会が実施機関から聴取したところによると、2022年度、2023年度の規約変更受付分は変更内容を問わず必要書類の添付を求めているとのことであったが、今後も適正な運用を行われたい。

#### 3 審査請求人の主張について

#### (1) 住所表示変更に伴う規約変更認可申請について

審査請求人は、2012年に行われた住所整理に伴う住居表示の変更が行われた〇〇〇〇地区には、本件請求の対象となっている認可地縁団体の他に、2つの認可地縁団体があり、住居表示に伴う規約変更認可申請がいずれも行われておらず、〇〇〇〇自治会は独自に他団体が行わず、行う必要がなかった規約変更をあえて行ったものと主張する。したがって、申請書類中に「規約変更の内容を記載した書類」を欠落させて実施機関に持参することなどあ

り得ず、本件文書が存在するはずであると主張する。また、年月日不明の〇〇〇〇自治会の財産目録において旧地番で「集会所の所在地」が記載されており、住居表示の変更に伴い新地番に変更するための、規約変更に該当する内容が存在する旨主張する。

各認可地縁団体が規約変更を要する場合は総会で議決の後、実施機関に申請書を提出して認可を受けるものであり、規約の変更が必要であるかは各認可地縁団体の判断によって行われるものである。住居表示によって区域と事務所の住所の表示が変更された場合、規約で定める当該部分の変更が生じるため、総会での議決の後、規約変更について認可申請を行うことに不自然な点は認められない。仮に、住居表示に変更のあった地域にある他の認可地縁団体が規約変更を行っていなかったとしても、それは本来なされるべき規約変更がなされていないことを意味するにとどまり、本件文書の存否についての判断を左右するものではない。

また、審査請求人の提出した資料には〇〇〇〇自治会の財産目録が含まれていることが認められるが、日付が不明でいずれの段階での財産目録であるかが特定できないところである。仮に住居表示変更前の財産目録であれば、旧地番での表示となり、仮に住居表示の変更後の財産目録であった場合は財産目録の表記として新地番で記載すべきであるが、規約の範囲に財産目録そのものは含まれていない。したがって、財産目録の記載住所の変更のための規約の変更は行われず、本件文書の存否についての判断を左右するものではない。

#### (2) 引継予定表での簿冊欠落について

審査請求人は口頭意見陳述において、2013年度の認可地縁団体に関する文書管理のファイル基準が通常と異なり不審な点があると主張しているので、その点についても検討する。

町田市文書管理規程(平成17年3月31日規程第10号。町田市文書管理規程の一部を改正する規程(令和6年3月29日規程第5号)による改正前のもの。)は、文書の管理について、主管課長は文書等について件名、分類名、保存期限等を総合文書管理システムに記録して管理することと定めている(第8条)。また、保存期間が1年以上の文書等については、当該文書等の件名、保存年限等が記載されたファイル基準表を作成し、このファイル

基準表が、総合文書管理システムに記録された文書管理事項の一覧に当たる と定めている(第36条)。

審査請求人からは、反論書の添付資料として、実施機関より公開請求により公開された各年度の「引継予定表」が提出されているが、これは、公開請求時点で存在する各年度に作成され、総務部総務課に引き継ぐ簿冊の一覧である。審査請求人提出の公開文書によると、「認可地縁団体の申請・認可関連」は永年保存として確認できる年度がある一方で、2013年度には当該ファイルが引継予定表には該当する簿冊がないことが認められる。

これについて当審査会として確認をしたところ、認可地縁団体に関する申請・届け出等については、団体ごとに簿冊が作成され管理がされているとのことである。引継予定表で確認できる認可地縁団体に関連する簿冊は、事務連絡や年1回の活動報告などが管理されている簿冊であり、これについては年度ごとに作成されているとのことであった。引継予定表に記載されている簿冊は、一定年限を経過すると総務部総務課に引き継ぐ予定のものであるが、認可地縁団体ごとの簿冊は「常用」とされ、これらについては総務部総務課に引き継がれず、引継予定表にも表れないものとのことであった。

以上のことを踏まえると、2013年度には「認可地縁団体の申請・認可 関連」という名称の簿冊がないものの、本件文書の存否に影響のある事実と は言えず、本件文書の存否についての判断を左右するものではない。

# 4 その他の主張について

審査請求人は、〇〇〇〇自治会による事務所の土地所有権の保有が201 3年の規約変更によって行われ、実施機関が規約変更を認可したことで所有権を認可した旨主張するので、その点について言及しておく。

地方自治法第260条の2第3項第8号は、資産に関する事項を規約で定めることを求めており、〇〇〇〇自治会規約第30条において不動産の所有に係るものとして、「別に定める財産目録記載の資産」の規定が認められる。

財産目録に現れる不動産等は、すでに所有権を有する資産であり、会則及び財産目録に掲げることにより所有権を生じさせるものではない。したがって、実施機関は主たる事務所の所有権の認可を行ったものではなく、区域及び主たる事務所の住所が住居表示により変更したことを認可したにとどまるものであり、審査請求人の主張は当たらない。

また、審査請求人は口頭意見陳述において、当審査会に確認事項を提示し、 確認を求める申出を行っているところであるが、当審査会の職務は本件文書 の存否の判断を行うものであり、それを超える確認は困難であることを申し 添える。

審査請求人はその他についても主張するところであるが、当審査会の上記 判断を左右するものではない。

### 5 結論

以上のとおり,本件文書を存在しないことから本件決定時に特定しなかった実施機関の判断は妥当である。